

兵庫県立社高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立社高等学校

1 学校の方針

校訓「誠実・協調・創造」のもと、地域社会に貢献できる人間を育成することを目指し、「こころ豊かで自立した人づくり」に取り組み、自立的に生きる力と生涯学びとおす意欲と姿勢を培うとともに思いやりや寛容の心と人権尊重の精神を養うことを目標としている。そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な教育活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整備し、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

本校は、創立110周年へ向けて、培われた伝統の上に更なる発展をめざし、新たな一步を踏み出している。本校は「生活科学科」、「体育科」、「普通科」の三つの科を持った総合的な高等学校であり、各科の特色を生かし、学校・保護者・地域との連携を密にし、魅力ある学校づくり、地域から信頼される学校づくり、安全・安心な学校づくりを推進してきた。

いじめについては、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、以下の指導体制を構築し、いじめの防止等を包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

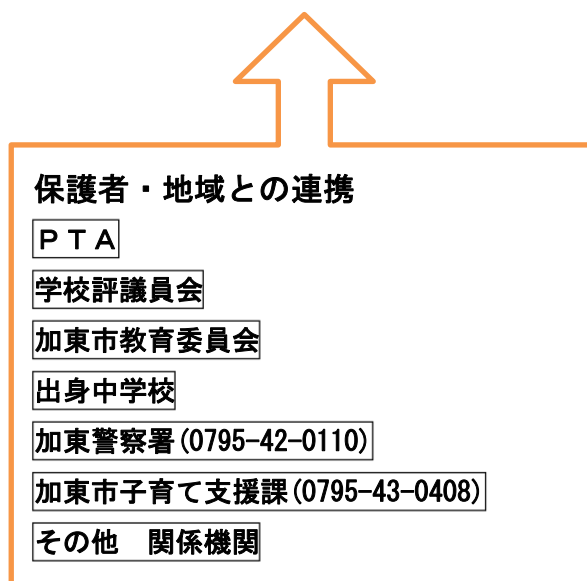
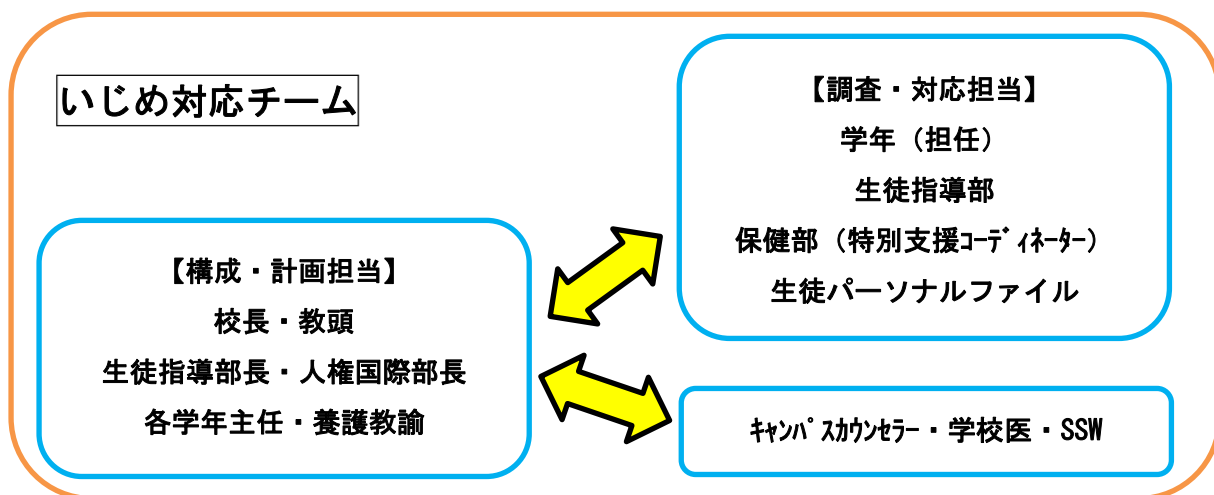
5 その他の事項

誰からも信頼される高校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努めるとともに、学校評価の項目に位置づけ、評価に対し変化をしつづけるものとする。

また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

(平成29年9月 見直し)

- 1 「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取組を行う。(人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等)
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にやり、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取組を展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。



いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 朝いつも誰かの机が曲がっている
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- グループ分けをすると特定の生徒が残る
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔色をうかがう生徒がいる
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある

いじめられている生徒

- 休み時間は教室に常にひとりで座っており、物音などに過剰に反応したり、また、休み時間に教室にいない
- 一人でいることが多い
- 遅刻・欠席・早退が多くなっている
- 腹痛等、体調不良を訴え保健室へ行きたがる
- 他の生徒からの悪口や攻撃に対して、愛想笑いをするなど、いじめられキャラを演じている
- いじめアンケートの記述欄に多く記入する
- いじめアンケートを提出しない
- 発言すると友達から冷やかされる
- ときどき涙ぐんでいる
- 学習意欲が衰退し、忘れ物が増える
- いつも雑巾がけやごみ捨て当番になっている
- 靴箱の靴がなくなったり、違う場所に入れられたりする
- 部活動を休みがちになり、やめると言い出す
- ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- けがの状況と本人が言う理由が一致しない
- 必要以上のお金を持ち、友達におごる

いじめている生徒

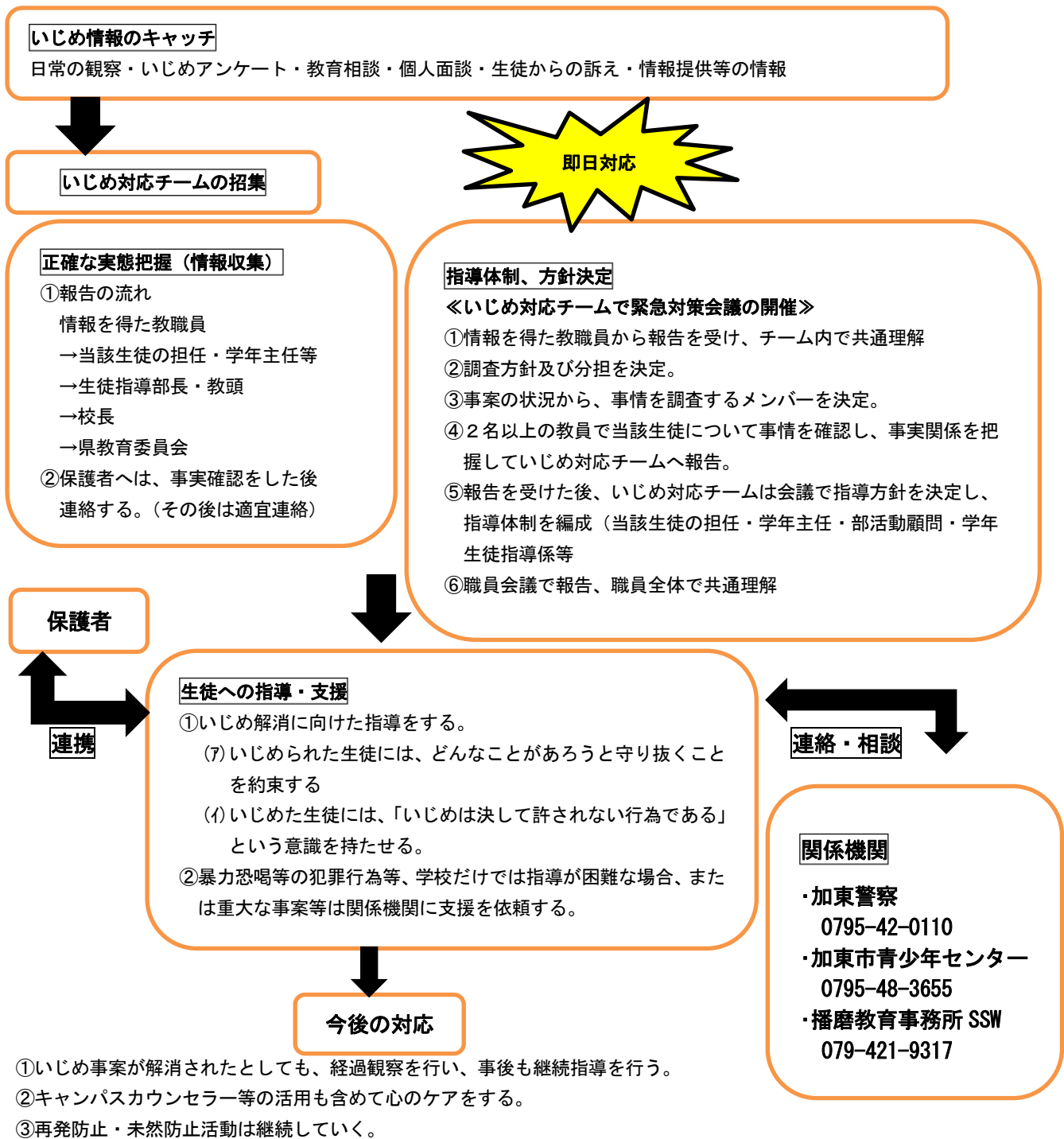
- 教職員の機嫌をとることが多く、教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直に受け取れず、反抗したりする
- グループで常に行動し、他の生徒を威嚇したり、指示したりする
- 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- 活発に活動するが、他の生徒にきつい言葉をつかう

年間指導計画

月	職員会議・研修会等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
3		・ 出身中学校訪問（全学科）	・ 中学校訪問での情報集約
4	・ 年間指導計画立案 ・ 職員研修会①（カウンセリングマインド）	・ 指導部長講話① ・ 学年遠足での班分け等	・ 面談週間（二者面談） ・ パーソナルファイルの集計 ・ いじめ対応チーム会議①
5	・ PTA 総会での啓発活動 ・ 【ネットトラブル講演会】	・ PTA 総会 ・ ネットトラブル講演会（保護者対象） ・ 指導部長講話②	・ PTA 総会（学年別懇談会）
6	議の開催 随時緊急対応会 事案発生時、	・ 学校評議員会① ・ いじめ未然防止プロ①②	・ いじめアンケート実施①
7		・ 学年集会 ・ 指導部長講話③ ・ ネットトラブル講演会（生徒対象）	・ 三者面談（全学年）
8	・ 職員研修会②（人権国際理解教育）	・ 指導部長講話④	・ いじめ対応チーム会議②
9		・ 学校評議員会②	・ 面談週間（二者面談）
10		・ 指導部長講話⑤ ・ いじめ未然防止プロ③	・ いじめアンケート実施②
11		・ 指導部長講話⑥ ・ 人権 HR（全学年）	
12		・ 指導部長講話⑦ ・ 学年集会	・ いじめアンケート実施③ ・ 三者面談
1		・ 指導部長講話⑧	・ いじめ対応チーム会議③
2	・ 職員研修会③（心サポ）	・ 学校保健委員会	・ いじめアンケート実施④
3		・ 学校評議員会③ ・ 学年集会	

キャンパスカウンセリング（毎月2～3回実施）

- ・ 緊急対応会議：事案発生時随時いじめ対応チームが行う
- ・ 職員研修会：いじめ未然防止プログラム、カウンセリングマインド、ネットトラブル、人権等、いじめに関わる知識の研鑽と対応方法を中心に行う
- ・ PTA 総会：全学年の保護者が一堂に会する時を活用し、様々な面からいじめにつながる傾向を理解してもらおう
- ・ いじめアンケート：いじめの実態を把握するもので、原則として学期に1回実施する
- ・ 学校評議員会等：いじめ防止基本方針の見直しや、いじめアンケート等のあり方、地域家庭等の情報交換をする。
- ・ 学校評価：基本方針に基づく取組状況等について点検・評価を行い、必要に応じて改善する。



※生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに県教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②県教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

※ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、短時間で後輩に広がる危険性がある。

(7) 生徒に、ネットに関する正しい知識を提供するとともに、個別面談等では情報を積極的に収集する。

(イ) 誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。